

第5 処分者数の状況

平成25年度に実施した「地方公務員制度実態調査」の調査結果に基づき、県内市町村・一部事務組合の分限処分、懲戒処分及び刑事処分が付された者の状況については次のとおりです。

1 分限処分者数の状況

平成24年度中の県内市町村・一部事務組合の分限処分者数は219人（重複者を除く実休職者数は139人）であり、前年度と比べて14人（実休職者数は29人）増で、処分事由の99.1%が心身の故障によるものです。

各団体においては、職場における安全衛生管理体制の整備や職員に対するメンタルヘルス対策が課題となっています。心の健康に関する研修等の実施、相談体制の整備、職場復帰時の配慮、職場環境の見直し等の対策に積極的に取り組む必要があります。

表1 分限処分者数の状況

【市町村】

（平成24年4月1日～平成25年3月31日 単位：人）

事由	種類	降任	免職	休職	降給	計	失職
勤務成績が良くない場合	法第28条第1項第1号	1				1	
心身の故障の場合	法第28条第1項第2号 第2項第1号			169		169	
職に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号	1				1	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	法第28条第1項第4号						
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第2項第2号						
条例で定める事由による場合	法第27条第2項						
市町村計		2		169		171	
法第28条第4項により失職した者							
法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							

（注）同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

【一部事務組合】

（平成24年4月1日～平成25年3月31日 単位：人）

事由	種類	降任	免職	休職	降給	計	失職
勤務成績が良くない場合	法第28条第1項第1号						
心身の故障の場合	法第28条第1項第2号 第2項第1号			48		48	
職に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	法第28条第1項第4号						
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第2項第2号						
条例で定める事由による場合	法第27条第2項						
一部事務組合計				48		48	
法第28条第4項により失職した者							
法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							

（注）同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 懲戒処分者数の状況

平成24年度中の県内市町村・一部事務組合の懲戒処分者数は22人で、前年度と比べて14人減少しています。

公務員に対する住民の目が厳しくなっている中で、一部の公務員の不祥事は、公務員への住民の信用を失墜させ、ひいては地方行政全体への信頼をも損ないかねないものであるため、職員一人ひとりが、職務遂行中はもとより公務外においても全体の奉仕者であることを改めて自覚することが必要です。また、地方公共団体は、改めて厳正な服務規律の確保と適正な行政執行体制の確立に全力を尽くすとともに、違法行為等があった場合には厳正な措置をとり、住民への説明責任を果たしていくことが求められています。

表2 懲戒処分者数の状況

【市町村】

(平成24年4月1日～平成25年3月31日 単位：人)

事由		種類	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
法令に違反した場合	法第29条第1項第1号		1	1	4		6	4
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	法第29条第1項第2号		4	3	1		8	43
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	法第29条第1項第3号		3	1	1		5	9
市 町 村 計			8	5	6		19	56

(注) 同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

【一部事務組合】

(平成24年4月1日～平成25年3月31日 単位：人)

事由		種類	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
法令に違反した場合	法第29条第1項第1号					1	1	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	法第29条第1項第2号		1				1	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	法第29条第1項第3号				1		1	
一 部 事 務 組 合 計			1		1	1	3	

(注) 同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

3 刑事処分者数の状況

平成24年度中の県内市町村・一部事務組合の刑事処分者数は3人で、昨年度と比べて9人減少しています。公務外の道路交通法違反による処分が減少したためです。

表3 刑事処分者数の状況

【市町村】 (平成24年4月1日～平成25年3月31日 単位：人)

事件の種類		処分の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	計
収 賄 に よ る 場 合		刑法第197条～第197条の4					
横 領 に よ る 場 合		刑法第252条～第254条					
傷 害 ・ 暴 行 に よ る 場 合		刑法第204条～第211条					
公職選挙法違反による場合							
道 路 交 通 法 違 反 に よ る 場 合	職 務 遂 行 中				1		1
	そ の 他				2		2
そ の 他							
市 町 村 計					3		3

(注) 同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

【一部事務組合】 (平成24年4月1日～平成25年3月31日 単位：人)

事件の種類		処分の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	計
収 賄 に よ る 場 合		刑法第197条～第197条の4					
横 領 に よ る 場 合		刑法第252条～第254条					
傷 害 ・ 暴 行 に よ る 場 合		刑法第204条～第211条					
公職選挙法違反による場合							
道 路 交 通 法 違 反 に よ る 場 合	職 務 遂 行 中						
	そ の 他						
そ の 他							
一 部 事 務 組 合 計							

(注) 同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

第5 行政・公務員関係条例等制定状況

1 情報公開条例・個人情報保護条例等

	情報公開条例	個人情報保護条例	行政評価 ※1	意見公募手続 ※2
	(平成25年4月1日時点)	(平成25年4月1日時点)	(平成25年10月1日時点)	(平成25年10月1日時点)
和歌山市	○	○	○	○
海南市	○	○	○	○
橋本市	○	○	○	○
有田市	○	○		
御坊市	○	○		
田辺市	○	○	○	○
新宮市	○	○	○	○
紀の川市	○	○	○	○
岩出市	○	○		○
市計	9	9	6	7
紀美野町	○	○	○	
かつらぎ町	○	○	○	
九度山町	○	○		
高野町	○	○		
湯浅町	○	○		
広川町	○	○		
有田川町	○	○	○	○
美浜町	○	○		
日高町	○	○		
由良町	○	○	○	
印南町	○	○		
みなべ町	○	○		
日高川町	○	○		
白浜町	○	○	○	
上富田町	○	○		
すさみ町	○	○		
那智勝浦町	○	○		
太地町	○	○		
古座川町	○	○		
北山村	○	○		
串本町	○	○		
町村計	21	21	5	1
市町村計	30	30	11	8
県内市町村策定率	100.0%	100.0%	36.7%	26.7%
全国市区町村策定率	99.8% ※3	100.0% ※3	※4	47.5% ※5

※1 政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するものです。

※2 施策等を立案する際、その案について広く一般から意見や情報を募集するものです。

※3 平成23年度から平成25年度は、全国的な調査が行われなかったため、平成22年4月1日時点のデータを掲載しています。

※4 本冊子作成時点において未公表のため、記載しておりません。

※5 平成23年度から平成25年度は、全国的な調査が行われなかったため、平成22年10月1日時点のデータを掲載しています。

2 人材育成基本方針等の策定状況

平成25年4月1日

	人材育成基本方針	研修に関する基本的な方針
和歌山市	○	○
海南市	○	○
橋本市	○	○
有田市	○	○
御坊市	○	○
田辺市	○	○
新宮市	○	○
紀の川市	○	○
岩出市	○	○
市計	9	9
紀美野町	○	○
かつらぎ町	○	○
九度山町	○	○
高野町	○	○
湯浅町	○	○
広川町	○	○
有田川町	○	○
美浜町	○	○
日高町	○	○
由良町	○	○
印南町	○	○
みなべ町	○	○
日高川町	○	○
白浜町	○	○
上富田町	○	○
すさみ町	○	○
那智勝浦町	○	○
太地町	○	○
古座川町	○	○
北山村	○	○
串本町	○	○
町村計	21	21
市町村計	30	30
県内市町村策定率	100.0%	100.0%